CWJ Passage Mall サービス契約約款

第1章　総則

（約款の適用）

第1条　株式会社サイバーウェイブジャパン（以下「当社」という。）は、CWJ Passage Mall （以下「本サービス」という）の利用に関し、以下の通り契約約款（以下、「本約款」という。）を定めます。

（約款の変更）

第2条　当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

（約款の公表）

第3条　当社は、当社のホームページ（http://www.cwj.jp/）そのほか当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

（用語の定義）

第4条　この約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 CWJ Passage Mall	当社が「CWJ Passage Mall」という名称で提供するサービス
2 契約	当社から本サービスの提供をうけるための契約
3 契約者	当社と本サービスの提供を受けるための契約を締結している企業、自治体、団体及び個人
4 出店者ページ	契約者が商品の販売を行うために、本サービスの機能を用いて、当社システム上に作成するウェブページ画面
5 モールページ	本サービスにおける当社の、出店者ページ以外のウェブページ画面
6 一般顧客	本サービスの当社システムを経由して商品の購入申込みまた問合せ又は閲覧を行う者の総称
7 商品販売管理情報	契約者の注文情報、問合せ情報、出店者ページへのアクセスログ情報等の総称

第2章　サービスの内容等

（サービスの内容）

第5条　当社は、本サービスにおいて、以下の機能を有するソフトウェア（以下、「商品販売管理システム」という。）を提供します。

（1）出店者ページを作成するために必要な、ウェブページ作成機能

（2）一般顧客が、本サービスを経由して商品の購入申込み及び問合せを行うことができる機能

（3）受注情報などの商品販売管理を行う機能

（4）その他詳細な仕様は、別紙1に定めます

（サービスの品目）

第6条　本サービスには、別紙1に定める品目があります。

（サービスの保障範囲）

第7条　当社が契約者に提供する商品販売管理システムは、契約者が予定している利用目的への適合性、及び不具合がないことを保障するものではなく、契約者自身の責任において利用するものとし、契約者の商品販売管理システムの利用結果について、当社は、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

2　当社が契約者に提供する商品販売管理システムが、本来の機能、適合性を有しているか否かは、契約者自身が自ら確認するものとし、バグ等の不具合を改善する義務は当社にないものとします。ただし、当社は、可能な限りその不具合を改善するよう努力します。

第3章　契約

（契約の申込）

第8条　本サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項に留意の上、申込みを行っていただきます。

（1）当社指定様式による契約申込書及び、必要事項を記入の上、当社に提出していただきます。

（2）当社は契約の申込において、申込者の本人確認のための資料の提出を求めることがあります。

（3）当社は契約の申込において、申込者に対し、第２１条第５項の定めにより、証拠書類等の提出を求めることがあります。

（契約申込の承諾）

第9条　当社は、本サービスの契約の申込みがあったときは、契約者に、契約の承諾について文書により通知します。契約日は、文書に記載した日付とします。

2　当社は、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

（1）契約申込書に虚偽の記載があったとき

（2）本約款や法律に違反するおそれがあると、当社が判断したとき

（3）公序良俗に反するおそれがあると、当社が判断したとき

（4）本サービスにふさわしくないと、当社が判断したとき

（5）本サービス及び当社の信用を毀損するおそれがあると、当社が判断したとき

（6）その他適当でないと、当社が判断したとき

（契約の変更）

第１０条　契約者は、第8条に定める提出書類の記載事項に変更がある場合は、遅滞なく、当社指定様式による契約変更申込書に変更事項を記入の上、当社に提出していただきます。

2　契約変更においても、第9条の規定を準用します。

（契約の譲渡等の禁止）

第１１条　契約者は、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を譲渡、貸与（名貸しを含む。）または担保等の目的に供してはならないものとします。

（契約者が行う契約の解約）

第１２条　契約者は、本契約を解約しようとするときは、解約しようとする月の当月２０日（但し、当該日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日）までに当社指定様式による契約解約申込書を当社に提出していただきます。契約の解約日は暦月の月末日とします。

2．当社は、契約の解約日以降は、契約者の商品販売管理システムの利用を停止し、商品販売管理情報、出店者ページの情報を、当社のシステム上から削除することができるものとします。

（当社が行う契約の解除）

第１３条　当社は、契約者が次に該当するときは、契約者に何らかの通知、催告をすることなく、直ちに契約を解除することがあります。

（1）　契約者が、本約款や法律に違反したとき

（2）　第２０条の利用停止により利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき

2　当社は、契約の解除日以降は、契約者の商品販売管理システムの利用を停止し、商品販売管理情報、出店者ページの情報を、当社のシステム上から削除することができるものとします。

3　契約者は、本条に基づき契約が解除された場合は、当社に対して負っている債務の一切についての期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての支払い債務の履行を行っていただきます。

4　当社は、本条の契約解除に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

（最低利用期間）

第１４条　本サービスの最低利用期間は、第9条に規定する契約日が属する月の翌月１日から６ヶ月間とします。

2　契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、前項の最低利用期間中の残余の期間に対応する利用料の額を一括してお支払いいただきます。

3　契約者は、前項の最低利用期間内に利用料金の減額が伴うサービス品目の変更があった場合は、変更前の利用料の額から変更後の利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に1項の最低利用期間中の残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括してお支払いいただきます。

（利用料）

第１５条　本サービスに係る料金は、別紙1の料金表の定めるところによります。

（利用料の支払義務）
第１６条　契約者は第１５条に定める利用料の支払いを要します。
２　契約者は本サービスの利用料を、当社からの請求に基づき当社の指定する期日までにお支払いいただきます。銀行振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者にて負担していただきます。
３　当社は、契約者から本サービスの利用料が支払期日を経過しても支払われない場合は、本サービスの利用を停止することができるものとします。本サービスの利用を停止するときには、事前に契約者に停止する旨を通知します。ただし、契約者の責に帰すべき事由により通知できない場合は、この限りではありません。
４　当社は、前項の利用停止に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

（割増金）
第１７条　契約者は本サービスの利用料の支払いを不当に免れた場合はその免れた金額の２倍に相当する金額を割増金として、当社が定める期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）
第１８条　契約者は、支払期日を経過してもなお利用料の支払いが無い場合には、支払期日の翌日から起算して、支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第４章　提供中止、利用停止

（提供中止）
第１９条　当社は、次の場合は、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。
（１）本サービスの運用に係る設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
（２）本サービスの運用に係る設備の障害等やむを得ないとき
２　当社は前項の規定により本サービスの提供を一時的に中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、契約者の責に帰すべき事由によりお知らせできない場合、又は緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
３　当社は、本条の提供中止に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

（利用停止）
第２０条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、故意または過失を問わず本サービスの利用の一部または全部を停止することがあります。
（１）本約款や法律に違反していると、当社が判断したとき
（２）公序良俗に反すると、当社が判断したとき
（３）本サービスにふさわしくないと、当社が判断したとき
（４）本サービス及び当社の信用を毀損すると、当社が判断したとき
（５）その他、利用停止が適当であると、当社が判断したとき
２　当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び時間を契約者に通知します。ただし、契約者の責に帰するべき事由により通知できない場合、又は緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
３　当社は、停止にいたった事由が改善されたと認められる場合は、当社の判断によりその利用を再開することができるものとします。
４　当社は、本条の利用停止に伴い契約者に生じた損害について、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第５章　契約者の義務、禁止行為等

（売主としての義務）
第２１条　契約者は、一般顧客に対し、商品等の売買契約の売主が契約者であることを表示していただきます。
２　契約者は、売主としての義務を履行し、一般顧客との間で発生した商品売買に関する問合せ等に適切に対応し、当社に何ら負担をかけないものとします。
３　契約者は、本サービス契約の有効無効を問わず、また、契約終了後においても、一般顧客との間で発生した商品の売買に関する一切の責任を負うものとします。
４　契約者は、商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法１１条および同法施行規則８条により表示を義務づけられた事項について表示していただきます。さらに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守していただきます。
５　契約者は、医薬品（薬事法）、古本・骨董品・金券ほか中古品（古物営業法）、旅行チケット（旅行業法）、日本酒・ワイン・ビールなど酒類（酒税法）、証券仲介（証券法）、不動産取引（宅建業法）など商品の有形無形を問わず、法律で販売を規制している商品を本サービス上で販売する場合は、事前に該当する関連官庁の許認可を受けるとともに、関係法令を遵守していただきます。
６　契約者は、販売するまたは販売した商品や、出店者ページに関連して、一般顧客又は第三者から、苦情、苦言、提言、提訴を受けた場合、自らの責任と費用においてこれを解決し、また再発防止に努めるとともに、その経過を速やかに当社に報告していただきます。
７　契約者は、販売する商品について、その品質、機能、安全性、警告表示及び取扱説明書の記載に瑕疵のないことを一般顧客に保証し、販売する商品による事故を防止するため、万全の処理をとっていただきます。
８　契約者は、契約者の営業日において、１日１回以上、本サービスのシステムに登録したＥメールアドレスのメールを受信し、一般顧客からの“注文情報”、又は“問合せ情報”等のメールを受信していないか確認していただきます。“注文情報”のメールを受信している場合は、一般顧客に対して注文承諾または承諾しない旨について、さらに、注文承諾の場合は、商品購入に係る一切の費用及び商品発送日、代金支払方法、その他一般顧客に確認または通知すべき事項について、電子メールにて迅速に返信していただきます。又、“問合せ情報”等を受信している場合は、一般顧客に対して問合せ内容等に対する回答を、電子メールにて迅速に返信していただきます。

（アカウント管理）
第２２条　契約者は、当社から通知した本サービスを利用する為のアカウント及びパスワードを厳重に管理し、第三者に使用させてはならないものとします。当社は契約者のアカウントを用いてなされた行為は、全て該当契約者の行為とみなします。
２　契約者は、契約者のアカウントが第三者によって不正に使用された、またはその恐れがある場合には、ただちに当社にその旨を報告し、当社の指示に従っていただきます。
３　アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

（情報管理）
第２３条　契約者は、本サービスの利用において知り得た一般顧客の情報は、契約者が主体となって収集したものであり、当社が本サービスを提供すために本サービスのシステム上に一時的に保管されたものであって、当社での利用を目的として収集したものでないことに同意していただきます。
２　契約者は、一般顧客の情報を個人情報保護法に関する法令及び関連官庁のガイドライン等に基づき厳重に管理し、第三者に当該情報を開示または漏洩しないこと、また一般顧客からあらかじめ同意を得た以外の目的に利用しないことに同意していただきます。また、契約者から一般顧客の情報が流出した場合は、契約者は自らの責任と費用においてこれを解決し、再発防止に努めるとともに、流出の事実を速やかに当社に報告していただきます。
３　契約者は、法律及び裁判所または政府機関の強制力を伴う命令に基づき、当社が必要と判断した場合は、一般顧客の情報、商品販売管理情報を公開することに同意していただきます。
４　契約者は、当社が技術的問題の調査、解決のため、又は一般顧客からの苦情に対応するため、必要に応じて、一般顧客の情報、商品販売管理情報にアクセスすることに同意していただきます。
５　契約者は、当社が、モールページやその他媒体等で実施する宣伝、広報、その他マーケティング活動において、契約者の商品や、出店者ページの情報を利用及び提供いただくことに同意していただきます。

（禁止行為）
第２４条　契約者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。
（１）他者の著作権・商標権等の知的財産を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（２）他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（３）他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（４）詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為
（５）猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行

為
（６）無限連鎖講を開設し、又は加入を勧誘する行為
（７）本サービス等により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
（８）他社になりすまして本サービス等を利用する行為
（９）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
（１０）無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は他社が嫌悪感を抱くと認められる、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
（１１）他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
（１２）法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春、暴力、残虐行為等）
（１３）日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
（１４）消費者の判断に錯誤を与えるおそれがある行為
（１５）上記（１）～（１４）までの誘因となる行為及び上記（１）～（１４）に抵触するWebサイトならびにホームページにリンクを張る行為
（１６）前各号の主旨に照らし、当社が不当と判断した行為

第６章　免責・損害賠償

（免責）
第２５条　天変地変、戦争、内乱、法令の制定もしくは改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、公衆通信回線若しくは諸設備の故障、またはその他、当社の責に帰することのできない事由による本約款に基づく義務の履行遅延もしくは履行不能について、当社は責任を負わないものとします。

（損害賠償）
第２６条　契約者は、本約款に違反し、本サービス及び当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
２　当社は、本サービスの提供にあたり、本約款で当社の損害賠償責任が免除されている場合を除いて、当社の責に帰すべき理由により、契約者に損害を与えた場合、契約者の被った直接損害（現実に発生した通常かつ直接の損害）について、本サービスの利用料の１ヶ月分の金額を限度として賠償します。なお、次のような直接損害以外の損害は、賠償すべき損害に含めないものとします。
（１）債務が履行された場合に得られたであろう損害（得べかりし利益の損害）
（２）債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害（間接損害及び特別損害・予見の有無を問わない）

第７章　雑則

（法律に関する規定）
第２７条　本サービスの提供又は利用にあたり、法律に定めがある事項については、その定めるところによります。

（協議）
第２８条　本約款に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、契約者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

（合意管轄裁判所）
第２９条　当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、その債務額に応じて津簡易裁判所又は津地方裁判を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Ver.1.0

別紙１　CWJ Passage Mall サービス仕様および料金表

１．サービス品目

【基本サービス】

契約者は、出店者ページの作成・掲載ができ、当社の提供する商品販売管理システム、および契約者専用の E メールアカウント（メールウィルスチェック機能付　※1）が利用できます。（詳細は「２．機能詳細」に記載）

※価格は総額表示（税込価格）となっております。

サービス品目 ／ 機　能		モール 5	モール 50	モール 150
出店者ページ　※2	DISK 容量　※3	20MB	50MB	100MB
商品販売管理システム	登録可能商品数	5 商品	50 商品	150 商品
E ﾒｰﾙｱｶｳﾝﾄ　※4	利用可能 ID 数	1 ID	1 ID	1 ID
利用料金	初期費用	10,500 円	10,500 円	10,500 円
	月額料金	3,150 円	5,250 円	10,500 円

（※1）メールウィルスチェック
・別紙２　CWJ メールウィルスチェック利用規約をご参照ください。

（※2）出店者ページの URL は『　http://passage-mall.cwj.jp/shop/出店者ディレクトリ名/　』　となります。

（※3）商品販売管理システムへ登録した商品画像容量は含みません。

（※4）E メールアカウントは『出店者ディレクトリ名@passage-mall.jp』となります。
・メールボックス容量は 10MB までとなります。
・１回のメール送受信容量は 1MB までとなります。

【オプショナルサービス】

※価格は総額表示(税込価格)となっております。

オプショナルサービス	仕様	利用料金
商品登録代行	当社が契約者に代わり、商品販売管理システムへの商品登録を代行します。なお、必要となる商品画像、商品説明、価格等の情報は、契約者よりご提供いただきます。	30 分までの作業 3,150 円（30 分を超える作業については、以後 30 分ごとに 3,150 円）
出店者ページの作成代行	当社が契約者の代わり、テンプレート（雛形）を利用しないオリジナルデザインの出店者ページを作成します。	別途見積

２．機能詳細

機能名		内　容
出店者ページ作成		出店者ページをテンプレート（雛形）から容易に作成でき、修正・加工できます。 テンプレート（雛形）には、出店者ページのトップページ、特定商取引法に関する表示、および問い合わせ用メールフォームが具備されています。
商品販売管理システム	商品管理	販売商品の情報（商品画像、販売価格、商品説明、在庫数など）の登録・削除・変更が行えます。
	送料等の設定	販売商品の送料について、都道府県別の設定、追加送料設定および配送方法別手数料（代引き、クール便等）の設定が行えます。
	買い物カゴ	販売商品には、以下の機能を有する買い物カゴ機能が利用できます。 (1)商品の一時登録 一般顧客は、注文予定の商品を、買い物カゴに一時的に登録することができ、登録した商品の一覧や商品代金を確認できます。 (2)商品の注文 一般顧客は、買い物カゴに登録した商品を注文するため、注文フォームに必要な注文情報（商品送付先、支払方法、E メールアドレス等）を入力でき、また、送料等を含めた支払額の総額を確認できます。 (3)注文情報の確認 注文フォームにより注文が確定されると、対象の契約者及び一般顧客に対して、注文情報が記載された E メールが届きます。
	受注情報管理	受注情報の閲覧、集計を行うことができます。
	アクセス統計	出店者ページへのアクセス統計情報をグラフ化し表示できます。（但し、当月分のみ。）
E メール		契約者が利用する E メールアカウントには、下記の機能が利用できます。 (1)メールパスワード変更 POP パスワードを変更することができます。 (2)メールウィルスチェック 送信時・受信時ともにメールウィルスチェックを実施します。詳細は別紙２をご覧ください。

別紙２　ＣＷＪメールウィルスチェックサービス利用規約

株式会社サイバーウェイブジャパン（以下「弊社」といいます。）が、提供するメールウィルスチェックサービス（以下「本サービス」といいます。）は、このＣＷＪメールウィルスチェックサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）によって取り扱います。

第１条（メールウィルスチェックサービス）

メールウィルスチェックサービスとは、弊社が、Symantec Limited（米国法人）のウィルスチェックソフト"Norton Antivirus"（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使って、弊社の別途指定するサーバを経由して送受信される電子メール（以下「対象メール」といいます。）について、コンピュータウィルスに感染していることを検知した場合は、そのコンピュータウィルスを除去するサービスをいいます。

第２条（本規約の運用）

１．本規約は、本サービスが適用されるメールアカウントをご利用いただく利用者との間の一切の関係に適用します。
２．弊社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合は、変更後の利用規約により本サービスを提供します。
３．本規約の変更にあたっては、弊社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとするものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の規約が適用されるものとします。

第３条（本サービスの提供）

１．契約者は、本サービスを利用して送受信する対象メールが遅配する場合があることを了承します。
２．弊社は、本サービスを提供するために使用する設備の保守点検及びその他不測の事態等のため、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの提供を一時停止することがあります。
３．前項の場合において、弊社は、本サービスの料金の全部又は一部の減免に応じません。
４．本サービスでサポートする添付ファイルの形式は、次のとおりとなります。
（１）　圧縮していないファイル
全てのファイルがウィルスチェックの対象となります。ただし、Machintosh ファイルは対象外となります。(Windows および Machintosh の共通ファイルは対象となります。)
（２）　圧縮ファイル
以下の圧縮ファイル形式がウィルスチェックの対象となります。
LHA/LZH、Uuencode、AMG、GZIP、MIME、OLE Structured Storage、RTF、TAR、BinHex、Z(Compress)、ZIP、ARJ
（３）　圧縮段階
10 段階の圧縮までとなります。
（４）　チェック可能なメール容量
送信、受信ともに 10MB までとなっております。（添付ファイル、メール本文を含む。）
※10MB を超える容量のメールについては、送受信自体ができません。
（ウィルスチェックサーバからエラーメールが送信されます。）

第４条（禁止される行為）

１．契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行い、又は第三者に行わせてはなりません。
（１）コンピュータウィルスに感染している電子メールを故意に送受信する行為。
（２）本サービスに支障を及ぼし、又はその虞のある行為。
（３）その他、弊社が不適切と判断する行為。
２．契約者は、前項で定める行為を行った場合、その行為について全責任を負うものとし、弊社は、その責任を一切負わないものとします。
３．契約者は、第１項に違反したことにより本サービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、これにより弊社が被った損害を賠償しなければなりません。

第５条（責任の制限）

１．弊社及び Symantec Limited（米国法人）は、ソフトウェアが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本ソフトウェアに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。また、ソフトウェアがウィルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
２．弊社は、本ソフトウェアが有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で本サービスを提供するものとし、本サービスを使ってあらゆるコンピュータウィルスを検知し、及びこれを駆除することを何ら保証するものではありません。

第６条（通知義務）

契約者は、本サービス、本ソフトウェア又は本契約に関連して第三者から知的財産権及びその他の権利を侵害していることを理由として通知又は請求等を受けたときは、直ちに、その旨を弊社に通知して下さい。

・本規約は、平成 17 年 1 月 18 日より適用されます。